

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

1		2	
地方整備局長 北海道開発局長 北海道知事 殿		（登記上 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 （事実上 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号 北海道建設株式会社 代表取締役 北 海 太 郎	
4		3	
行政庁側記入欄		申請者	
大臣コード 知事		振興局コード	
許可番号		国土交通大臣許可（般一）第 号 令和 年 月 日	
申請の区分		（1.新 規 4.業 種 追 加 7.般・特新規＋更新 2.許可換え新規 5.更 新 8.業 種 追 加 ＋ 更 新 3.般・特新規 6.般・特新規＋業種追加 9.般・特新規＋業種追加＋更新	
申請年月日		許可の有効期間の調整	
令和 年 月 日		1（1.する 2.しない）	
6		5	
許可を受けようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
申請時において既に許可を受けている建設業		（1.一般 2.特定）	
商号又は名称のフリガナ		ホ ッ カ イ ド ウ ケ ン セ ツ	
商号又は名称		北 海 道 建 設 （ 株 ）	
1人又は個人の氏名のフリガナ		ホ ッ カ イ タ ロ ウ	
代表者又は個人の氏名		北 海 太 郎 支配人の氏名	
主たる営業所の所在地市区町村コード		都道府県名 北海道 市区町村名 札幌市中央区	
主たる営業所の所在地		北 3 条 西 6 - 3 - 1 2	
郵便番号		電話番号	
ファックス番号		15	
法人又は個人の別		資本金額又は出資総額 法人番号	
（1.法人 2.個人）		（千円）	
兼業の有無		建設業以外に営んでいる営業の種類	
（1.有 2.無）		製造業	

19		19	
許可換えの区分		（1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可）	
大臣コード 知事		振興局コード	
旧許可番号		国土交通大臣許可（般一）第 号 令和 年 月 日	
16		19	

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 北 海 花 子 電話番号 011-123-4567
ファックス番号

- 不要のものを消す。
- 主たる営業所（本店・本社）の商号、代表者氏名（個人の場合は本人）を記載する。
登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合、２段書きにする。
- 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 太線の枠内は記入しない。
- 更新時又は業種追加時に複数ある許可日の一つにするときは「１」を、それ以外は「２」を記入する。
- 一般建設業の許可は「１」、特定建設業の許可は「２」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土	： 土木工業業	屋	： 屋根工業業	舗	： 舗装工業業	内	： 内装仕上工業業	具	： 建具工業業
建	： 建築工業業	電	： 電気工業業	しゅ	： しゅんせつ工業業	機	： 機械器具設置工業業	水	： 水道施設工業業
大	： 大工工業業	管	： 管工業業	板	： 板金工業業	絶	： 熱絶縁工業業	消	： 消防施設工業業
左	： 左官工業業	タ	： タイル・れんが・ブロック工業業	ガ	： ガラス工業業	通	： 電気通信工業業	清	： 清掃施設工業業
と	： とび・土工工業業	鋼	： 鋼構造物工業業	塗	： 塗装工業業	園	： 造園工業業	解	： 解体工業業
石	： 石工業業	筋	： 鉄筋工業業	防	： 防水工業業	井	： さく井工業業		

- 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：株式会社→（株）、特例有限会社→（有）、合資会社→（資）、合名会社→（名）、合同会社→（合）、協同組合→（同）、協業組合→（業）、企業組合→（企）
- 姓と名の間は１カラム空ける。
- 申請者が個人の場合において、支配人があるときはその氏名を記載する。
- 下表に掲げる市区町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上５桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	茅芽町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 上記13の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に新規に許可を申請する場合、記入する。
大臣知事コード→大臣：00、知事：01
許可番号→「般、特」：不要なものを消す。 番号及び旧許可年月日：空位のカラムに「0」を記入する。旧許可年月日は最も古いものを記す
- この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

1

(主たる営業所) / **8** / **9**

(従たる営業所)

(従たる営業所)

- 61 -

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	釐戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」、「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。
- 10 既に営業している建設業がある場合は上記2の事項により記入する。（許可換え新規の場合は記入しない。）

3
 営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	1 本店	〒０６０－１２３４ 北海道札幌市中央区北３条西６－３－１２ ０１１－１２３－４５６７	2 土、と	2 建
	1 小樽支店	〒０４７－００２１ 北海道小樽市入船１－５－１０ ０１３４－９８－７６５４	2 土、と	2 建
従 た る 営 業 所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。
- 更新の申請を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

- 64 -

- 建設業許可申請書「別紙二（１）」又は「別紙二（２）」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載すること。

- 一般建設業の場合
 - 「１」 → 法第７条第２号イ該当
 - 「４」 → 法第７条第２号ロ該当
 - 「７」 → 法第７条第２号ハ該当
- 特定建設業の場合
 - 「２」 → 法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「３」 → 法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」 → 法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「６」 → 法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」 → 法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「９」 → 法第１５条第２号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第１５条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第１５条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

	コード	資格区分
	01	法第７条第２号イ該当
	02	法第７条第２号ロ該当
	03	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	“ （附則第４条該当）
	12	二級 “ （第１種～第６種）
	1B	“ （第１種～第６種）（附則第４条該当）
	13	一級土木施工管理技士
	1C	“ （附則第４条該当）
	14	二級 “ （土木）
	1D	“ （土木）（附則第４条該当）
	15	“ （鋼構造物塗装）
	16	“ （薬液注入）
	1E	“ （薬液注入）（附則第４条該当）
	20	一級建築施工管理技士
	2A	“ （附則第４条該当）
	21	二級 “ （建築）
	22	“ （躯体）
	2B	“ （躯体）（附則第４条該当）
	23	“ （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 “
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 “
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 “
	39	木造 “
	41	建設・総合技術監理（建設）
	4A	“ （附則第４条該当）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	4B	“ （附則第４条該当）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	4C	“ （附則第４条該当）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）

技術士法	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	〃 (附則第4条該当)	
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	〃 (附則第4条該当)	
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
電気工事士法電気事業法	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
	55	第一種電気工事士	
電気通信事業法	56	第二種 〃 3年	
	58	電気主任技術者(第1種～第3種) 5年	
水道法	59	電気通信主任技術者 5年	
消防法	65	給水装置工事主任技術者 1年	
	68	甲種消防設備士	
職業能力開発促進法	69	乙種 〃	
	71	建築大工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	64	型枠施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	72	左官(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	57	とび・とび工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	6C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当) 3年	
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	76	配管・配管工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		〃 〃 (2級) 3年	
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		〃 〃 (2級) 3年	
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	81	鉄工・製罐(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	83	工場板金(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	
	87	ガラス施工(1級)	
		〃 (2級) 3年	
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		〃 〃 〃 (2級) 3年	
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		〃 〃 (2級) 3年	

90	金属塗装・金属塗装工(1級)
	〃 (2級) 3年
	噴霧塗装(1級)
	〃 (2級) 3年
	路面標示施工
	畳製作・畳工(1級)
	〃 〃 (2級) 3年
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)
	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年
	熱絶縁施工(1級)
	〃 (2級) 3年
	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)
	〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年
	造園(1級)
	〃 (2級) 3年
97	防水施工(1級)
	〃 (2級) 3年
	さく井(1級)
	〃 (2級) 3年
98	地すべり防止工事 1年
	6A 〃 (附則第四条該当) 1年
	40 基礎ぐい工事
	62 建築設備士 1年
	63 計装 1年
	60 解体工事
	36 基幹技能者
	99 その他

工事経歴書

（建設工事の種類） **1** とび・土工・コンクリート工事（税込・税抜） **2** **13**

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
7 〇〇市	元請	8 A a 線盛土工事	3 A a 線盛土工事	北海道小樽市	1 北海 洋一	9 55,000千円	平成31年 3月 令和元年 8月
〇〇振興局	元請		B b 川土工事	北海道札幌市	北海 洋二	40,000千円	令和元年11月 令和 2年 2月
〇〇会社	元請		C c マンション足場設置工事	北海道札幌市	西海 陸三	4 15,000千円	令和元年 6月 令和元年 7月
〇〇社	元請		D d ビル基礎工事	北海道札幌市	東海 四郎	10,000千円	令和元年 5月 令和元年 8月
〇〇市	元請		E e 号線路盤改良工事	北海道札幌市	甲海 五男	8,500千円	令和元年 9月 令和元年 9月
〇〇建設	下請		f F ビル建設工事の内 外構工事	北海道小樽市	乙海 六男	5 25,000千円	令和元年 9月 令和元年11月
〇〇組	下請		g G 号線道路改築工事 の内道路側溝工事	北海道札幌市	丙海 七子	10,000千円	令和元年10月 令和元年11月
H	元請		h H アパート改築工事 の内外構工事	北海道札幌市	丁海 八兵	5,500千円	令和元年 7月 令和元年 7月
i	下請		i I 邸新築工事の内基礎工事	北海道小樽市	戊海 九美	6 6,000千円	令和 2年 3月 令和 2年 5月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月

小 計	11 169,000千円	9件	うち 元請工事 134,000千円
-----	------------------------	----	----------------------

合 計	12 241,300千円	24件	うち 元請工事 183,500千円
-----	------------------------	-----	----------------------

1 下表に掲げる建設工事の種類ごとに作成する。（業種追加、般特新規の場合、新たに許可を受けようとする業種のみについて作成する。）

建設工事の種類				
土木工事一式	屋根工事	舗装工事	内装仕上工事	建具工事
建築工事一式	電気工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	水道施設工事
大工工事	管工事	板金工事	熱絶縁工事	消防施設工事
左官工事	タイル・れんが・ブロック工事	ガラス工事	電気通信工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	鋼構造物工事	塗装工事	造園工事	解体工事
石工事	鉄筋工事	防水工事	さく井工事	

- 2 該当するものに丸を付す。
- 3 申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度（以下「対象年度」という。）に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び対象年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載する。
- 4 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事（以下「軽微な工事」という。）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- 例：注文者A～Eまでの請負代金の額（128,500千円） $\geq$ 合計のうち元請工事（183,500千円 $\times$ 0.7）
- 5 それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（軽微な工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- 例：注文者A～Hまでの請負代金の額（169,000千円） $\geq$ 合計（241,300千円 $\times$ 0.7）
- 6 上記4及び5に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。
- 7 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、個人の氏名が特定されないよう記載する。
- 8 共同企業体として行った工事については、「JV」と記載する。
- 9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額（甲型）又は分担した工事額（乙型）を記載する。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記する。
- 10 下表の（一）に掲げる建設工事について、（二）に掲げる工事があるときに、（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに（二）に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載する。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載する。
- 12 最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分した額の合計を記載する。
- 13 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載する。
また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、上段に変更前、下段に変更後の技術者名を記載する。
- 14 監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事（鉄筋工事、型枠工事）に該当し主任技術者を配置しなかった場合は、その旨を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	工事		
第9期 平成31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで	元	公共	200,000	100,000	153,000		0	453,000
	請	民間	100,000	50,000	30,500		0	180,500
	下請		0	0	57,800		0	57,800
	計		300,000	150,000	241,300		0	691,300
第8期 平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	元	公共	190,000	90,000	143,000		0	423,000
	請	民間	90,000	40,000	20,500		1,000	151,500
	下請		0	0	47,800		0	47,800
	計		280,000	130,000	211,300		1,000	622,300
第7期 平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで	元	公共	210,000	110,000	163,000		0	483,000
	請	民間	110,000	60,000	40,500		0	210,500
	下請		0	0	67,800		0	67,800
	計		320,000	170,000	271,300		0	761,300
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

- 8 工事経歴書（様式第二号）の業種ごとの合計と一致する。
- 9 損益計算書（様式第一六号（法人）、様式第一九号（個人））の完成工事高と一致する。

※ 3 の補足（建設工事の種類）

建設工事の種類				
土木工事一式	屋根工事	舗装工事	内装仕上工事	建具工事
建築工事一式	電気工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	水道施設工事
大工工事	管工事	板金工事	熱絶縁工事	消防施設工事
左官工事	タイル・れんが・ブロック工事	ガラス工事	電気通信工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	鋼構造物工事	塗装工事	造園工事	解体工事
石工事	鉄筋工事	防水工事	さく井工事	

- 10 決算期変更等で12ヶ月未満の事業年度がある場合は、合計で36ヶ月以上の記載が必要です。